

横浜市鶴見川漕艇場利用規程 新旧対照表

新	旧
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 漕艇場の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4月1日から9月15日まで 午前9時00分から午後5時30分まで</p> <p>(2) 9月16日から3月31日まで 午前9時00分から午後4時00分まで</p> <p>2 利用受付は、利用時間終了の1時間前までとする。また、4月1日から9月15日までの期間において、午後4時00分以降の予約・利用がない場合は、午後4時00分までを利用時間とする。</p> <p>3 公益財団法人横浜市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、利用時間を変更することができる。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 漕艇場の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 4月1日から9月15日まで 午前9時00分から午後5時30分まで</p> <p>(2) <u>前号に定める期間以外の期間</u> 午前9時00分から午後4時00分まで</p> <p>2 利用受付は、利用時間終了の1時間前までとする。また、4月1日から9月15日までの期間において、午後4時00分以降の利用がない場合は、午後4時00分までを利用時間とする。</p> <p>3 公益財団法人横浜市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、利用時間を変更することができる。</p>
<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 漕艇場を利用する者は、会長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 会長は、前項の承認に漕艇場の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>3 会長は、漕艇場の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 漕艇場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 漕艇場の設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 漕艇場の利用に係る「横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱」等の諸規定に反する場合。</p> <p>(4) 漕艇場の管理上支障がある場合。</p> <p>(5) 暴力団対策法または神奈川県暴力団排除条例において定める禁止事項に該当する場合。</p> <p>(6) その他会長が承認しないことが必要と認める場合。</p>	<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 漕艇場を利用する者は、会長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 会長は、前項の承認に漕艇場の管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>3 会長は、漕艇場の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 漕艇場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 漕艇場の設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) <u>漕艇場の利用に係るの諸規定に反する場合。</u></p> <p>(4) 漕艇場の管理上支障がある場合。</p> <p>(5) 暴力団対策法または神奈川県暴力団排除条例において定める禁止事項に該当する場合。</p> <p>(6) その他会長が承認しないことが必要と認める場合。</p>
<p>(利用の申請)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により漕艇場の利用の承認を受けようとする者は、利用申請書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の利用申請書の受付は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 漕艇場に艇を保管する場合 利用開始希望月の3ヶ月前の1日から1ヶ月前の15日まで</p> <p style="text-align: center;">艇や機材等を横浜市鶴見川漕艇場内の艇</p>	<p>(利用の申請)</p> <p>第5条 前条第1項の規定により漕艇場の利用の承認を受けようとする者は、利用申請書を会長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の利用申請書の受付は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 漕艇場に艇を保管する場合 利用開始希望月の3ヶ月前の1日から1ヶ月前の15日まで</p> <p>(2) 保管艇及び貸与艇を利用する場合 利用</p>

<p>庫に保管する申請者は、以下の4条件について承諾の上、「横浜市鶴見川漕艇場艇庫利用申込書(様式1)」に記載して漕艇場へ申し込まなければならない。</p> <p>ア 1年間以上保管物の利用がない場合は、当契約の継続ができない。</p> <p>イ 1年間以上保管物の利用がない場合は、速やかに艇や機材等を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 1年間以上保管物利用がない場合や保管料の支払いを怠った場合に、漕艇場の撤去に応じないまたは連絡が不通の際に漕艇場は保管中の艇及び機材等を処分できる。</p> <p>エ 処分費用(実費分)を請求された場合は、請求書に基づき支払わなければならない。</p> <p>(2) 保管艇及び貸与艇を利用する場合 利用しようとする日の2ヶ月前から前日まで</p> <p>(3) その他の施設等を利用する場合 利用しようとする日の2ヶ月前から前日まで</p> <p>(4) 漕艇場は、前項の規定により提出された利用申請書は、各利用の単位に係る申請ごとに先着順で受付けるものとする。</p> <p>なお、第2号及び第3号においての申請は、当日に空きがある場合は、当日利用申請ができるものとする。申請については、別途に定める「横浜市鶴見川漕艇場安全管理運営要綱」に規定する。</p>	<p>しようとする日の2ヶ月前から前日まで</p> <p>(3) その他の施設等を利用する場合 利用しようとする日の2ヶ月前から前日まで</p> <p>(4) 漕艇場は、前項の規定により提出された利用申請書は、各利用の単位に係る申請ごとに先着順で受付けるものとする。</p> <p>なお、第2号及び第3号においての申請は、当日に空きがある場合は、当日利用申請ができるものとする。</p>
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 会長は、必要があると認める場合は、利用者の申請により利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 会長が必要と認め、利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) 横浜市にぎわいスポーツ文化局が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額</p> <p>(2) 地方公共団体が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の半額</p> <p>(3) 公益財団法人横浜市スポーツ協会(以下、「スポーツ協会」という。)が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額</p> <p>(4) 横浜市にぎわいスポーツ文化局又はスポーツ協会が後援する事業に利用する場合 利用料金の半額</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第8条 会長は、必要があると認める場合は、利用者の申請により利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>2 会長が必要と認め、利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>(1) 横浜市にぎわいスポーツ文化局が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額</p> <p>(2) 地方公共団体が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の半額</p> <p>(3) <u>公益財団法人横浜市スポーツ協会</u>が主催又は共催する事業に利用する場合 利用料金の全額</p> <p>(4) 横浜市にぎわいスポーツ文化局又は<u>公益財団法人横浜市スポーツ協会</u>が後援する事業に利用する場合 利用料金の半額</p>

以下略	以下略						
<p>(優先利用)</p> <p>第9条 優先利用は、スポーツ振興の観点から公益性があると認められる事業について、国、県レベルの広域な大会の他、(1)に規定された団体が主催する事業で、不特定多数の市民・区民が自由に参加できる事業に限定する。</p> <p>(1) 優先利用団体 横浜市、各区役所、横浜市教育委員会、スポーツ協会、スポーツ協会加盟団体及びこれらに類する団体とする。</p> <p>(2) 優先利用の範囲 優先利用できる範囲は、以下のとおりとする。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="242 792 517 831">曜日</th> <th data-bbox="517 792 798 831">利用枠の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="242 831 517 1413">土曜・日曜・祝祭日（原則、月を単位とし、連続しないこと。）</td> <td data-bbox="517 831 798 1413">土曜・日曜・祝祭日の設定は、1/2以下とし、原則大会やイベント開催日として設定する。 ただし、市及び施設管理者が主催する教室や講座等は優先利用の対象とする。 残り1/2については、原則一般利用枠とし、優先利用の設定はできない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 1413 517 1883">平日</td> <td data-bbox="517 1413 798 1883">平日の設定は、1/10以下とする。残り9/10については、原則一般利用とするが、市及び管理者が特に認めたスポーツ振興事業等を実施する場合は、1/2まで優先枠を拡大して設定することができる。</td> </tr> </tbody> </table>		曜日	利用枠の範囲	土曜・日曜・祝祭日（原則、月を単位とし、連続しないこと。）	土曜・日曜・祝祭日の設定は、1/2以下とし、原則大会やイベント開催日として設定する。 ただし、市及び施設管理者が主催する教室や講座等は優先利用の対象とする。 残り1/2については、原則一般利用枠とし、優先利用の設定はできない。	平日	平日の設定は、1/10以下とする。残り9/10については、原則一般利用とするが、市及び管理者が特に認めたスポーツ振興事業等を実施する場合は、1/2まで優先枠を拡大して設定することができる。
曜日	利用枠の範囲						
土曜・日曜・祝祭日（原則、月を単位とし、連続しないこと。）	土曜・日曜・祝祭日の設定は、1/2以下とし、原則大会やイベント開催日として設定する。 ただし、市及び施設管理者が主催する教室や講座等は優先利用の対象とする。 残り1/2については、原則一般利用枠とし、優先利用の設定はできない。						
平日	平日の設定は、1/10以下とする。残り9/10については、原則一般利用とするが、市及び管理者が特に認めたスポーツ振興事業等を実施する場合は、1/2まで優先枠を拡大して設定することができる。						
<p>(3) 優先利用の流れ</p> <p>ア 前年度の1月末日までに「優先利用仮申込書」をスポーツ協会に提出する。 ※第9条第1項第1項に記載する「これ</p>							

<p>らに類する団体」が優先利用を申込する際には、下記書類を添付して提出しなければならない。スポーツ協会はこの内容の確認を行い、第9条第1項の趣旨に合致した場合に優先利用を認めることができる。</p> <p>① 団体等の概要（規約、組織及び事業内容）</p> <p>② 団体当該年度の活動計画書</p> <p>③ 団体当該年度予算書・前年度決算書</p> <p>④ 当該事業計画書</p> <p>⑤ 当該事業収支予算書</p> <p>イ 申込が重複した場合は、同条第1項第1号に規定する優先団体の記載順に優先の権利があることとする。ただし、スポーツ協会がそれぞれの団体の意向を調整できる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 前年度2月中にスポーツ協会は、優先利用の可否について申請団体に報告する。</p> <p>エ 漕艇場で利用申請手続きを行った場合に、正式に優先利用の予約受付を完了する。</p> <p>オ 優先利用の申込及び利用申請は、保管艇及び貸与艇を利用申込が開始する日の2ヶ月前の日までとする。</p> <p>カ 特別な事由により優先利用の変更及びキャンセル等をする場合（大会日程の短縮や時間の短縮等）は、申請団体から漕艇場へ直ちに連絡をしなければならない。</p> <p>キ 無断でのキャンセルや予約団体以外の利用（転貸し）、利用内容の変更等はできない。</p>	
<p>(損害賠償等)</p> <p>第10条 故意又は過失により漕艇場の施設、設備及び土地の形状等を滅失損傷させた者は、会長の指示に従い原状回復又は損害賠償をしなければならない。</p>	<p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 故意又は過失により漕艇場の施設、設備及び土地の形状等を滅失損傷させた者は、会長の指示に従い原状回復又は損害賠償をしなければならない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施行</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施</p>

<p>する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成30年5月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
--	---

※ _____ 改正部分 赤字が追記・修正分